

気候難民の精神的損害の貨幣価値評価

Valuation of the Psychological Damages of Climate Refugees

○今村航平*
Kohei Imamura

1. はじめに

気候変化により移住を強制される人々（以下、気候難民）の発生は、気候変化の主要な影響の1つである。気候難民がもたらす経済コストには、移住先での住居や食料の確保にかかる費用、就業費用、帰還困難な災害の場合は不動産などの恒久的な喪失の他に、移住を強制されたことによる精神的損害も含まれる。これらのコストのうち前者については、実証データを用いた推計が行われている。後者については1人当たりの年収の3倍で評価するという To1 (1995) の設定が長年用いられている。しかし、この設定は単なる予想であり、根拠がない。それにも拘わらず、現在も検証されないまま多くの研究で用いられている。強制移住の精神的損害のような主観的被害の評価は当時困難と考えられており、それを間接的に表すデータも存在しなかったのがその原因である。しかし、この評価に活用可能な数値が近年蓄積されつつある。それが東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、福島原発事故）の損害賠償訴訟における慰謝料である。

本研究では、福島原発事故の損害賠償訴訟の慰謝料の請求額を用いて強制移住の精神的損害を貨幣価値評価するとともに、年収の3倍で評価する従来の方法と比較する。具体例として日本沿岸域の海面上昇によって強制移住させられた場合の精神的損害を扱う。現在の日本沿岸は堤防等で防護されているため海面上昇による浸水被害は生じていないが、今後の海面上昇の進行で防護水準を超えて浸水被害が生じる可能性がある。

2. 分析方法

福島原発事故の損害賠償訴訟の原審の訴状を閲覧し、原告が請求した慰謝料とその根拠を調査した。本研究で調査した訴訟は、福島原発事故により自宅から他所への避難および移住を余儀なくされた原告が東京電力ホールディングス株式会社と国を訴えた集団訴訟である。各訴訟は札幌、仙台、福島、前橋、さいたま、千葉、東京、横浜、新潟、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島、松山、福岡の各地裁で行われ、本研究ではそれらのうち東京、さいたま、千葉、名古屋、松山の訴状を閲覧した。年収については、令和4年賃金構造基本統計調査より、性別・年齢層別・都道府県別の平均賃金を収集した。

* 茨城大学, 地球・地域環境共創機構, GLEC, Ibaraki University
〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 E-mail: pbilvowxwovlidq@yahoo.co.jp

気候変化と社会経済のシナリオには SSP1-RCP2.6（持続可能社会）と SSP2-RCP4.5（中庸社会）と SSP5-RCP8.5（化石燃料依存社会）を用いた。海面上昇と潮汐のモデルから予測された海面水位を標高と比較して浸水域を予測した。各シナリオにおける浸水域と人口予測を重ね合わせて、浸水域内の人口を性別・年齢層別・都道府県別に集計した。

慰謝料ベースの被害額を、浸水域内の人口に一人当たりの慰謝料請求額を乗じることで算出した。年収ベースの被害額を、性別・年齢層別・都道府県別の平均賃金の3倍を浸水域内のそれぞれの人口に乘じることで算出した。

3. 分析結果

慰謝料請求額は、東京地裁の訴訟では一人当たり1000万円、さいたま地裁、千葉地裁、名古屋地裁の訴訟では一人当たり2000万円、松山地裁の訴訟では一人当たり1500万円であった。ただし、精神的損害の内容に関する記述については各訴訟で差異があった。

2100年に海面上昇の浸水被害が生じた場合のシナリオ別の浸水域内人口、精神的損害の慰謝料を一人当たり2000万円とした時の慰謝料ベース、年収ベースの被害額を表1に示す。

表1 海面上昇による強制移住の精神的損害の被害総額

シナリオ	浸水域内人口	被害総額 (慰謝料)	被害総額 (年収)
SSP1-RCP2.6	445万人	89兆円	57兆円
SSP2-RCP4.5	357万人	71兆円	45兆円
SSP5-RCP8.5	524万人	105兆円	67兆円

表1より、慰謝料ベースの被害額の方が年収ベースの被害額よりも高い値を示した。この結果は精神的損害の被害額を年収の3倍で評価する従来の手法は過小評価であることを示唆した。慰謝料ベースの被害額は年収ベースの約1.57倍であることを考慮すると、年収の4.7倍程度がより適切な評価である可能性が示唆された。

4. 結論

気候変化による強制移住の精神的損害の貨幣価値に関して、従来の評価手法が過小評価である可能性は先行研究でも指摘されているが、本研究はそれを実証データで検証した初の研究である。しかし、福島原発事故の被害者と気候難民では、被害の性質や災害の予測可能性などが異なるため、両者の精神的損害を同質とみなして評価する本手法が不完全であることは否めない。とはいえ、本研究は根拠が希薄であった従来の手法を改善し、強制移住の精神的損害の概念を洞察する嚆矢となったと言える。

参考文献

Richard S. J. Tol, “The damage costs of climate change toward more comprehensive calculations,” *Environ. Resour. Econ.*, vol. 5, pp. 353-374, 1995.